宮城県国民保護計画のポイント

<本県の特性>

宮城県は、政令指定都市である仙台市が 県央部を横断し、県南部と県北部が仙台市 を挟むように位置している。

仙台市は、国民保護法184条にいう「指定都市」に該当し、救援等の措置を県と同じ立場で行うこととなることから、県が救援を実施するに際しては、仙台市との調整や連携を密にする必要がある。

県北部の海岸部(牡鹿郡女川町及び石巻 市の一部)には「東北電力女川原子力発電 所」があり、現在3基が稼働している。



<計画における記載>

項目	記 述 の 概 要
指定都市に関する記載	知事は,仙台市(指定都市)が県と同様の立場で救援を行うことにかんがみ,救援の円滑な実施のため,仙台市長(指定都市)と事前に活動内容についての調整を行い,緊密に連携して救援を行うこととした。
原子力発電所に関する記載	県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずることとし、以下の措置を講ずることとした。 ・放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等・モニタリングの実施 ・住民の避難等の措置 ・武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 ・国への措置命令の要請等 ・安定ヨウ素剤の配布 ・食料品等による被ばくの防止

<その他の計画事項>

県国民保護対策本部設置前に係る初動体制の整備

知事は,現場からの情報により事案発生を把握した場合、県として的確かつ迅速に対処するため,「危機管理対策本部」を設置。

- ・危機管理対策本部は,県警察,消防,自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集 に努め,国,市町村,指定公共機関,指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提 供を行う。
- ・事態に応じて関係機関により講じられる消防法,警察官職務執行法,災害対策基本法等に基づく避難の指示,警戒区域の設定,救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し, 被害の最小化を図る。

近接県との広域連携等

近接県との広域連携にあたり、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路,運送手段等に関し,効果的な連携を図るための方策として<u>広域連携要領の作成等</u>の体制整備に努めることとした(近接県協議済み)。